

J R 東海労申第 8 号
2021年8月27日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

出向者の勤務時間中の労働組合活動に関する申し入れ

会社はこれまで組合員を出向させてきたが、7月より新幹線乗務員の「54才原則出向」が再開され出向者が団体交渉等の委員や、大会等の構成員として出席する場面がある。しかし会社は「労働協約」第6条の各号で認められている勤務時間中の労働組合活動について、出向者に対しては勤務時間中の労働組合活動を認めていない。これは会社が労働協約を遵守していないことであり信義則違反である。

会社が責任を持って出向に出すと言うならば「労働協約」第6条(1)から(4)に基づく団体交渉等の各委員等が出向先においても必ず出席できるよう、会社が出向先会社に対して勤務手配をするべきと考える。同じく第6条(5)及び(6)で認められている大会等への出席についても会社が出向先会社に対して勤務手配をするべきである。

従って、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 「労働協約」第6条(1)から(4)に定められた団体交渉等の各委員、幹事、関係者及び参考人が出向者の場合は、必ず出席できるよう会社が責任を持って出向先会社に勤務手配を行うこと。
2. 「労働協約」第6条(5)及び(6)に定められた労働組合の大会、委員会、執行委員会等の構成員や関係者が出向者の場合は、必ず出席できるよう会社が責任を持って出向先会社に勤務手配を行うこと。

以 上